

鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務実施事業者選定事務取扱要領

平成29年2月1日制定

平成30年2月7日改正

平成31年2月8日改正

令和元年12月18日改正

令和3年2月12日改正

令和4年2月1日改正

令和5年2月1日改正

令和6年2月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法第115条の45に規定された地域支援事業で実施する鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務を委託するにあたり、優先交渉権者を公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会の設置)

第2条 優先交渉権者を選定するため、鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会の構成)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 鈴鹿亀山地区広域連合 事務局長
- (3) 委員 健康福祉部 次長 兼 社会福祉事務所長
- (4) 委員 健康福祉部 長寿社会課長
- (5) 委員 鈴鹿市社会福祉協議会 地域福祉課長

(選定委員会の開催)

第4条 選定委員会を開催する場合は、委員長が委員を招集する。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(委員長及び副委員長の権限)

第5条 委員長は、選定にあたり必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(選定方法)

第6条 選定委員会において、応募者の提案書等の内容を別記1に定める「鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務実施事業者選定に係る評価基準」に基づき審査し、優先交渉権者を選定する。

(選定結果)

第7条 委員長は、前条の選定結果を市長に報告し、市長は、優先交渉権者に適合理由及び選定しな

かつた者に不適合理由を付して、それぞれ通知するものとする。

(事務処理)

第8条 委員会の事務局を健康福祉部長寿社会課におき、その事務処理を行わせる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

別記 1

鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務実施事業者選定に係る評価基準

1 審査及び評価

委員が、応募者から提出された提案書等により、表 1 の評価項目について、表 2 の評価基準に基づき評価を行う。

2 採点方法

委員が行った 5 段階評価の点数を合計し、委員全員の総合計点数を算出する。

3 事業者の選定方法

前項に基づき採点した委員全員の総合計点で応募者を順位付けし、優先交渉権者を選定する。

(15 点に委員数を乗じた点数を総合計点の最低基準点とする。)

なお、総合計点と同点の場合は、委員会にて審議を行った上で応募者を順位付けする。

表 1

区 分	評価項目
事業理解度	介護予防の目的や意味、重要性を理解しているか
実施内容	事業目的を達成する上で有効な内容となっているか
	効果的に業務を実施するための工夫があるか
実施体制	事業を推進するうえで、人員体制が整っているか
	安全に実施するための体制が取れているか

表 2

5 段階評価	5 段階評価基準
5 点	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある
4 点	優れている/十分な能力を有している/実績がある
3 点	平均的・普通である/平均的な能力である
2 点	物足りない/若干劣る能力である
1 点	不安・不満である/能力が劣る